

墨田区立公園条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案	現行
<p>(行為の制限)</p> <p>第13条 公園内では、次の行為をしてはならない。ただし、第1号から第5号までに掲げる行為については、あらかじめ区長の許可を受けた場合は、この限りでない。</p> <p>(1)～(9) 〔略〕</p> <p><u>(10) 喫煙（健康増進法（平成14年法律第103号）第25条の4第2号に規定する喫煙をいう。）をすること（区長が別に定める場所を除く。）。</u></p> <p><u>(11) 前各号に掲げるもののほか、公園の管理に支障がある行為をすること。</u></p>	<p>〔同左〕</p> <p>第13条 〔同左〕</p> <p>(1)～(9) 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p> <p><u>(10)</u> 〔同左〕</p>

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。